

高松市給水機ラッピングデザイン制作
等業務委託に係る公募型プロポーザル
実施要領

令和7年4月
高松市

1 事業の概要

(1) 件名

高松市給水機ラッピングデザイン制作等業務委託

(2) 事業の目的

高松市では2R（リデュース・リユース）を基本指針とした、ペットボトル等の使い捨てプラスチック容器の排出抑制の一環として、マイボトル利用促進の取組みを行っている。普段からマイボトルを持ち歩く脱炭素型ライフスタイルを浸透させるため、市内に誰でも利用できる給水スポットの設置拡大を図り、本業務により制作したラッピングデザイン等を通じて、事業のPRとこれによる市民の環境保全意識の醸成を図ることを目的とする。

(3) 事業の内容

高松市給水機ラッピングデザイン制作等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 事業の期間

契約締結日から令和7年5月30日（金）まで

(5) 提案上限額

¥385,000－（消費税及び地方消費税額を含む。）

この金額は、提案内容の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではなく、最終的な実施内容及び契約金額については、本市と調整した上で決定するものとする。

2 参加資格

本プロポーザルへの参加は実施要領等の趣旨を理解し、本事業に関する実績と能力がある事業者で、本プロポーザルへの参加の希望を表明する書類（以下「参加表明書」という。）（様式第1号）提出時点において、次のすべての事項を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改定前の商法（明治32年法律48号）に基づく整理開始の申し立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申し立て（同法附則第3条に規定する申し立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条に規定する申し立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 公告の日から契約締結の日までの期間に、高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）による指名停止を受けていない者であること。
- (4) 法人税、法人事業税、消費税及び本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納していないこと（ただし、市税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）。
- 参加表明書（様式第1号）の提出に合わせて、次に掲げる事項の書類（発行から3か月以内のもの。写し可）を提出すること。
- ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- イ 法人税、法人事業税、消費税及び本市市税の納税証明書（ただし、本市に関しては、市税の納税義務がない者（任意団体など）を除く。）
- (5) 本事業と同種・同規模程度の事業を実施した実績があり、事業を適格に遂行するに足りる能力、当該事業に必要な技術を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員体制を有していること。

3 参加申込者の失格に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 前記2の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

※提出書類に虚偽を記載し、提案公募が無効となった場合は、その者に対し
指名停止措置を行うことがある。

- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積書の金額（税込価格）が提案上限額を超えている場合
- (5) その他不正な行為があった場合

4 参加に係る提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、下記のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	部数	提出期限・方法
1	参加表明書（様式第 1 号）	正本 1 部	令和 7 年 4 月 7 日 （月）午後 5 時ま で・郵送（配達の記事が残る方法に限 る。）又は持参【必 着】
2	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）	正本 1 部 （写し可）	
3	法人税、法人事業税、消費税及び本市市 税の納税証明書（ただし、本市に関して は、市税の納税義務がない者（任意団体 など）を除く。）		
4	会社概要書（様式第 2 号）又は会社概要 書の内容が記載された会社パンフレッ ト等 ※会社概要書（様式第 2 号）に記載すべ き項目内容全てを会社ホームページ等 で確認できる場合に限り、提出を省略 できるものとする。		

5	企画提案書（様式任意） 表紙、基本方針、デザインコンセプト、類似業務の実績、全体スケジュール等、仕様書及び選定基準の内容を踏まえ、作成すること。 ※原則、A 4 判の用紙を用いること。ただし、必要に応じて A 3 判の用紙を挿入することも可とする。 ※両面印刷で 1 0 枚以内（表紙、目次はページ数に含めない。）とすること。 ※文字サイズは、1 1 ポイント以上を基本とすること。 ※記号・略称等を使用する場合、初出の箇所に記号・略称等の説明を記述すること。審査者が、記号・略称等が意味することを十分に理解できない場合、書類審査の結果に影響がでる可能性がある。 ※表紙は、題名に「高松市給水機ラッピングデザイン制作等業務委託に係る企画提案書」と記述し、提出日、提案者名も記述すること。	正本 1 部 副本 6 部	令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 5 時まで・郵送（配達記録が残る方法に限る。）又は持参【必着】
6	見積書（様式任意） ※宛先は「高松市長」とし、件名に「高松市給水機ラッピングデザイン制作等業務委託」と明記すること。 ※見積金額は、総額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載すること。	正本 1 部 副本 6 部	

※見積書には、消費税及び地方消費税の課税事業者又は免税事業者である旨を明記すること。 ※本実施要領及び仕様書で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用（消費税及び地方消費税額を含む。）を、本業務の提案上限額を超えない範囲で内訳ごとに内容・数量を併せて記載すること。 ※会社名等を記載し、会社印を押印したもの又は押印に代えて責任者及び担当者の氏名、連絡先（注１）を記載すること（押印がなく、責任者等の氏名及び連絡先の記載がない場合は無効となる。）。		
--	--	--

（注１）責任者及び担当者の氏名、連絡先とは、次の３つを指す。アからウまでについて全て必要となる。

ア 責任者（事務を担当する部門の長）の部署・氏名（フルネーム）

イ 担当者（事務を担当する部門の者）の部署・氏名（フルネーム）

ウ 連絡先として電話番号（事務を担当する部門の電話番号）

※詳しくは、契約監理課ホームページ「押印の義務付け廃止に伴う入札書等の取扱いについて」を参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/sonota/20230301105632333.html

（注２）高松市における「令和５～７年物品・委託・役務の提供等競争入札参加者名簿」に登載されている者については、（１）提出書類のうち、「２ 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」は不要とする。

（注３）必要に応じて、（１）提出書類のほか、その他必要な書類の提供を求

める場合がある。

(2) 提出期限・方法

上記(1)提出書類の表に記載のとおり。

※持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとし、期日時間厳守とする。郵送の場合も期日最終日の時間内に必着のこと。

(3) 提出先

香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

(4) 辞退

参加表明書提出後に提案を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届(様式第4号)」を郵送又は持参により提出すること。

提出期限は、令和7年4月30日(水)午後5時まで(必着)とする。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格の有無については、令和7年4月8日(火)までに通知する。

(6) 提案公募成立要件

本提案公募への参加資格を認定した事業者が1人以上ある場合、本提案公募は成立するものとする。

5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、「質問書(様式第3号)」により行うものとし、電子メールにより受け付ける。電子メール以外の、電話及び口頭などによる質問・照会は、受け付けない。

(2) 提出先

高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課

メールアドレス: zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年4月11日(金)午後5時まで

(4) 質問に対する回答

質問書が提出された場合は、質問者に対し、速やかに回答するとともに、質問及び回答内容を、令和7年4月15日（火）までに高松市環境局ゼロカーボンシティ推進課ホームページへ掲載する。

(5) その他

提出期限までに到着しなかった質問書については、回答しない。なお、当該回答文書は、本プロポーザル実施要領、仕様書等に対して、追加又は修正したものとみなす。また、他の応募者からの提案書等の提出状況に関する質問は、受け付けない。

6 候補者の選定

(1) 審査の実施

企画提案書等の内容について、書面審査を実施し、選考を行う。

ア 実施予定日

令和7年5月1日（木）

イ 備考

企画提案者の立ち合いは求めないものとする。

(2) 選定方法

企画提案書に基づき、「高松市給水機ラッピングデザイン制作等業務委託に係る候補者選定要領」における選定員が、別紙「選定基準」に基づき厳正に審査の上、最低合格点（別紙「選定基準」に示す配点の総合点500点満点中250点（5割））以上かつ総合点が最も高い提案者を提案評価第1位通過者とし、最優先交渉権を得るものとする。総合点が最も高い提案者が2者以上ある場合は、「提案内容点」が高い提案者を提案評価第1位通過者とする。「提案内容点」も同点の場合は、選定員で協議し、提案評価第1位通過者を決定する。

(3) 提案者が1事業者の場合

提案者が1事業者であっても、別紙「評価基準」に示す配点の総合点50

0点満点中250点（5割）を上回る場合には、候補者として決定する。

7 審査結果について

審査結果については、全ての提案者に対し書面を持って通知するとともに、高松市公式ホームページ「もっと高松」上にて最優先交渉権者名を公表する。
なお、非契約者に関する情報は公開しない。

8 事業契約

候補者の提案書等の内容をもとに、事業内容、条件等について協議・調整を行った上で、契約を締結する。

9 プロポーザルの中止等

本市がやむを得ない理由等により本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルの実施を中止又は取り消すことがある。その場合において、本プロポーザルへの参加者が損害を受けることがあったとしても、本市はその責を負わない。

10 適正な労働条件の確保に関する項目

事業の遂行に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守し、適正な労働条件の確保に努めること。

1.1 不当要求行為の排除対策

本市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等（物品の買入れ、借入れ及び製造、役務の提供その他の行為をいう。）からの暴力団等の排除対策の強化を進めている。詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/reikiyoukou/20230224134017388.html

1.2 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は提案者に帰属するものとするが、本市が本プロポーザルの結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (3) 提案書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類等は、差替え及び再提出は一切受け付けない。ただし、市から要請のあったものについては、この限りでない。
- (5) 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施し、追加書類の提出を求めることがある。
- (6) 全ての提出書類は、返却しない。

1.3 周知事項

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し、当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思われるときは、市の内部公益通報制度により通報することができる（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要がある。））。

メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の宛先：総務局コンプライアンス推進課内 高松市公正職務審査会
※市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載している。

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johoko>

kai/kojinjoho/kohyo.html

(2) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を公表している。御留意いただきたい。

詳しくは、契約監理課ホームページを参照すること。

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/nyusatsu/keiyaku_kanri/shimeiteishi/index.files/18588_L57_20130129simeiteisi_unnyo_ukjyun.pdf

1.4 スケジュール

	内容	日時
1	公募開始	令和7年3月31日(月)
2	参加表明書等提出期限	令和7年4月7日(月) 午後5時まで
3	参加資格審査結果通知	令和7年4月8日(火)
4	質問書受付期限	令和7年4月11日(金) 午後5時まで
5	質問回答期限	令和7年4月15日(火)
6	企画提案書等提出期限	令和7年4月30日(水) 午後5時まで
7	書面審査予定日	令和7年5月1日(木)
8	候補者の決定・通知・公表	令和7年5月上旬
9	候補者との協議、業務委託契約締結	結果通知日～令和7年5月中旬

【問い合わせ先】(提出先)

高松市 環境局 ゼロカーボンシティ推進課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話：087-839-2393

電子メール：zerocarbon@city.takamatsu.lg.jp